日行連発第1235号
平成28年12月27日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　遠田　和夫
第三業務部
部長　光宗　五十六

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律について

平素より本会の事業推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に成立しました。本法では、新たな罰則規定が設けられたところ、行政書士業務への不当な介入の懸念があるとして、成立前から罰則規定の適正な運用について、当会では要望活動を行ってまいりました。

法案の成立にあたり附帯決議がなされ、あわせて関係省庁から附帯決議「四　出入国管理及び難民認定法の第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。」については、行政書士も含まれることの確認をいたしましたので、本法の周知と共に御連絡いたします。

○添付資料：「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」
「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

以上